

児童福祉施設の感染防止対策・指導監査に係る 対応方針への意見照会結果

令和3年11月11日
厚生労働省

地方自治体及び関係団体への意見照会について

- 第1回研究会終了後、地方自治体及び関係団体に対して、下記の内容について意見照会を行った。

地方自治体：地方自治体の規模等を踏まえ、都道府県2、政令指定都市2、中核市2に加えて当研究会の構成員（島根県、横浜市、川口市）より意見聴取

関係団体：各種児童福祉施設の関係団体より意見聴取

【意見照会内容 第1回研究会資料3別紙】

1. 児童福祉施設における感染防止対策について、新型コロナウイルス感染症の流行の状況、介護、障害福祉サービスにおける対応等を踏まえ、以下についてどのように考えるか

①障害児入所施設等以外の児童福祉施設について、平時からの感染症等のまん延防止の観点から、例えば、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練の定期的な実施を努力義務とすること

②障害児入所施設等以外の児童福祉施設について、感染症流行時の業務継続の観点から、例えば、業務継続計画の策定、周知、必要な研修・訓練の定期的な実施を努力義務とすること

※仮に努力義務化する場合には、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において整備する予定の感染防止マニュアル、業務継続計画のガイドライン・ひな形の活用を想定。

※努力義務化された事項について、児童福祉施設の指導監査の項目に追加することを想定。

2. 児童福祉施設に対する指導監査について、新型コロナウイルス感染症の流行の状況、他の福祉施設についての対応等を踏まえ、児童福祉法施行令第38条の、「1年に1回以上」「実地につき」の要件について例外的に書面による監査等を可能とすることについて、どのように考えるか

※仮に、例外的な運用を可能とする場合には、

- ・前年度の実地による監査の結果、適正な運営が概ね確保されている施設については、書面による監査を可能とし、
- ・それ以外の場合であっても、都道府県内、施設所在地の感染症の流行状況からみてやむを得ない場合は、直近の監査等で大きな問題が確認されていない施設に限り、書面による監査を可能とする

旨を、児童福祉行政指導監査実施要綱において示すことを想定。

1①.感染症及び食中毒の予防等のための研修・訓練の努力義務化について

1②.業務継続計画の策定、周知、必要な研修・訓練の努力義務化について

(努力義務化に当たり国・地方自治体に求めること)

- 内容を想像できないまま努力義務化しても効果が薄い。想定している訓練・研修の具体的な内容（図上訓練など）の例示が必要。業務継続計画についても同様に、具体的な内容の提示を求めたい。(地方自治体)
- 感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のための研修・訓練の定期的な実施については、都道府県等から適切なアドバイスをいただきたい。(関係団体)
- 児童福祉施設を想定した業務継続計画のひな形等を示していただきたい。(関係団体)
- 新たに対応が必要になる項目がどういったものなのかは整理いただきたい。(関係団体)

(盛り込む内容について)

- 専門知識なしでも理解できる、分かりやすい内容にすべき。(地方自治体)
- 新型コロナウイルス感染症のより感染力の強い変異株の出現などといった特殊な状況にも対応可能な内容にすべき。(関係団体)

(その他の懸念)

- 努力義務の一部又は全部を果たさない施設がある場合、指導監査においてどの様な対応が取られるのか。ペナルティなどの有無が懸念される。(関係団体)

2. 児童福祉施設等に対する監査の頻度及び方法の見直しについて(1)

(書面監査の是非について)

- 遠方への監査は数時間の移動を要するため、書面監査は歓迎。(地方自治体)
- 書面監査は導入すべきだが、無条件で認めるべきではない。(関係団体)
- 子どもの様子や施設内の設備など、実地でなければ確認が困難な点もあると考えられる。これらの取扱いについて議論が必要。(地方自治体)

(書面監査の要件について)

- 書面監査を認める要件が厳格過ぎると柔軟な対応が困難になる可能性がある。
(地方自治体)
- 地域における感染症の流行状況に鑑みて、自治体の判断により書面監査を可能とすべき。
(関係団体)
- 書面監査が常態化しないよう、一定要件を満たす施設のみを対象とすべき。(関係団体)

(リモートによる監査について)

- 聞き取りが必要な場合でもリモートでの対応を検討してほしい。(関係団体)
- 施設側・自治体側ともに、リモートの環境が整備されていない現場が多い点は留意すべき。
(地方自治体)

2. 児童福祉施設等に対する監査の頻度及び方法の見直しについて(2)

(書面監査の方法について)

- 書面であってもしっかりと監査項目を確認する必要がある。効果的な書面監査の方法についても示してほしい。(地方自治体)
- 書面監査の方法は施設側の過度な負担増とならないよう留意が必要。(関係団体)
- 機微な扱いが必要な資料(連絡帳など)の郵送での取扱いを示してほしい。(地方自治体)

(監査の頻度について)

- 社会福祉法人への法人監査と同様、3年に1回にすることも検討すべき。(関係団体)
- 他の社会福祉施設への監査については通知で定められているにもかかわらず、児童福祉施設への監査については政令で定められているのは理由があるのか。(関係団体)

(その他)

- 第三者評価の受審に対するインセンティブを設けるなどして、第三者評価を積極的に活用すべき。(関係団体)